

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に同僚が投げた竹材が左目に当たり負傷した。

その後加療を続けていたが、平成〇年〇月〇日に治癒となり、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級準用第 14 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

患者である私自身による症状に対する訴え等をあまり認めずに診断書が作成された。よって、それをもとに障害等級を決定した監督署長の判断は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 左眼外傷性散瞳について、〇眼科主治医作成の診断書から左眼に外傷性散瞳が認められるが、同医師の意見から羞明の程度は著明な程度とは言えず、準用第 14 級に該当する。
- (2) 左眼視力障害について、〇眼科主治医作成の診断書から矯正視力は 1.0 であり障害等級には該当しない。
- (3) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級準用 14 級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人の傷病名は、「左眼外傷性散瞳及び左眼外傷性白内障」とであると認められる。

請求人が審査請求時に提出した、〇眼科主治医作成の診断書には「検査の結果、左眼の瞳孔が散大していることによって羞明と、調節力障害、視力低下をきたしていると判断した。」との記載があり、左眼の調節障害については「著明な調節障害がある」と記載されている。

- (2) 請求人の視力について〇眼科主治医および〇病院主治医作成の診断書から、請求人の左眼視力は「1 眼の矯正視力が 0.6 以下」ではなく視力障害の補償対象にならないと判断する。
- (3) 請求人の外傷性散瞳による羞明について〇眼科主治医作成の治癒時における診断書には、「瞳孔の対光反射は不十分である。」と記載されている。

〇病院主治医作成の診断書には、「(暗所)右 4.64mm 左 5.69mm で(明所)右 2.87mm 左 4.07mm で暗所、明所とも左眼の瞳孔が右眼に比べ散大している」と記載されている。

局医作成の意見書には、「(対光反射)左眼 暗所:長径=4.66mm、短径=4.44、右眼 暗所:長径=3.23mm、短径=3.06」、「本症例の散瞳は暗所下においても瞳孔径は 5mm 未満であり、健側と比較して遅鈍で減弱しているものの対光反応も認められるので、高度なものであるとはいえないと考える。一般的に高度の散瞳とは中等度散瞳よりも大きな(8mm 以上)もので対光反応を殆どまたは全く認めないようなものを指すのが通常である」と記載されている。

また、請求人は、要旨、「工作上、サングラス着用は無理だが、仕事に差し障りがない範囲でサングラスを着用している。冬でもサングラス着用が必要である。」旨申し立てているが、引き続き当該事業場に勤務していることから、「労働に著しく支障をきたすもの」とまでは至っていないと判断する。

よって、総合的に判断すると請求人の左眼の羞明の程度については、障害等級準用第 14 級「瞳孔

の対光反射はあるが不十分であり、羞明を訴え労働に支障をきたすもの」に相当するものと判断する。

- (4) 調節機能について○病院主治医作成の診断書には、「右 4.0D、左 0.8D で左眼に著明な調節障害がある。」と記載され、被災した左眼と被災していない右眼を比べると、調整力が通常の場合の 1/2 以下に減じていることが認められる。

○眼科主治医作成の治癒時の診断書では調節機能検査が行われておらず、当時の程度は不明であるものの、請求人が左眼の調節機能障害を申し立てていることについて、同主治医作成の意見書には、「左眼の調節機能障害は生じうると考えます。」「瞳孔散大は平成○年○月○日の負傷によるもので、この負傷が調節機能障害に影響したと考えます。」と記載されている。

更に、局医作成の意見書には、本件災害により調節機能の低下が生じた可能性について、「毛様体筋の調節作用の障害に加え、受傷時の外力による瞳孔括約筋の損傷（断裂・挫傷・打撲壊死）で生じた外傷性散瞳による焦点深度の減少、外傷性白内障による水晶体極率半径変化の減少による屈折力変化の減少の 3 者により左眼の調整力が著しく障害されているものと考える。」と記載している。

よって、請求人の調節機能は負傷により低下し、障害等級第 12 級の 1「1 眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの」に相当するものと判断する。

- (5) 以上のことを総合すると、請求人に残存する障害は外傷性散瞳（準用第 14 級）及び調節機能障害（12 級）であると認められ、これらを併合の方法を用いて認定するとその障害等級は監督署長が決定した等級を超える障害等級準用第 12 級に該当するものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級準用第 14 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。